

日韓における廃棄物政策の変遷と リユース制度に当てはまる政策の特徴とその課題

梁 娜瑛 (tohokuyang80@yahoo.co.jp)
[名古屋大学]

Changes in waste management policy in Japan-South Korea and characteristics of reuse system:
Focused on reusing old clothes

Na-young Yang

Graduate School of Environmental Studies, Nagoya University, Japan

Abstract

This research aimed to examine reuse policy of both Japan and Korea based on the investigation of waste management policies and the result of investigation carried out by the Institution of Environment Lifestyle and culture in 2007 to examine reuse policy. According to the investigation, most of the people “Dispose their old clothes” or “Keep them at home”. There are about 647 recycle-shops in Japan and we could take questionnaire survey randomly. But, there are not such recycle-shops in Korea. However, according to previous investigations, a stock of un-disposed or the old clothes kept at home are growing in Japan. It is doubtful that the management of waste recycling could solve the waste problem. However, the result of the current study suggests that the reusing old clothes that are in a big stock within the region would have benefit to local economy, and this method of reusing resources could contribute in building cycle-oriented society in both countries.

Key words

recycling society, resource, reuse, comparison research, clothes

1. はじめに

日韓における循環型社会を目指した政策は、地球全体の資源の枯渇化と国内の廃棄物処理・処分上の困難性が起因となり、実施されている。これらの事情から両国は廃棄物の減量化を目的とした政策が必要になり、循環型社会の構築が企図されるようになった。

最近、資源循環というタイトルに関心が高まるようになった。古着の場合、それはひとつの資源であり、再利用することで環境問題との深い関わりを持つと思われる。したがって古着は家の中に眠っている資源であることに着目した。

衣類産業は衣類の利用寿命が短くなり、このような浪費とも言うべき傾向に伴う廃棄物の増加も問題になっている。衣類製品は過去には身体保護といった、生活をしていく上で不可欠なものであり、基本欲求を満たす生活必需品であった。しかし、最近の衣類はこれまでのように長く使用することで古くなり、寿命が満たされたため処分するケースと違い、美しさを求め、新商品の購入、あるいは自己誇示や個性の主張、流行への追従等のさまざまな理由から短時間の使用後、手軽に捨てられている。

このような理由で、個人が所有している衣服はますます増加しており、また、着なくなった服や短期間だけ着るような衣服が増加している状況にある。特に、男性の衣服は

そのファッション寿命の期間が比較的に安定的であるために比較的長い、女性の衣服の変化はとても速い。

さらに、様々な素材が開発されたことにより、衣服の物理的な使用寿命は大きく伸び、衣服の種類も多様になった。また、生活水準が向上され、流行を追うことも可能になり、衣服の使用寿命はますます短縮されたと考えられる。

すなわち、過去と違って市民の生活水準の向上及び経済成長により様々な廃棄物の発生が急増することにより、廃棄物問題はこれ以上に解決が困難となっているのが現状であろう。

本論文では、前述した日韓における循環型社会に向けての廃棄物政策の変遷をみた上で、衣類製品に関する先行事例を取り上げ、最近の動向や課題分析を試みた。

2. 日韓における循環型社会向けの法律整備

日韓の2005年における生活ごみの発生量をみると、日本は5,273万トン（一人当たり一日の発生量1.131kg）である。一方、韓国は1,766万トン（一人当たり一日の発生量は1.012kg）である。一人当たりの排出量は日韓ともに大きな違いはないが、日本の方が若干多いといえよう。

その背景について述べると、まず、日本は高度経済成長期が始まった頃から家庭からのゴミだけでなく、企業の排出する多種多様な廃棄物が国内に氾濫するようになり、大量生産・大量消費・大量廃棄社会になった。そして、韓国も同じく経済成長により、ゴミの量は増加し、埋立地の逼

迫でゴミの処理が困難となってきた。1980年代に日本で騒がれたダイオキシン問題が韓国まで広がり、焼却場の建設は断念せざるを得なくなってしまった。そのため、増え続けているゴミを処理するひとつの手段としてリサイクルを中心とした政策が広がったわけである。このように両国は似ている環境であるとはいえ、実施されている制度には下記に記載するように若干違いがあった。以下に、各制度の目的と課題、最近の動向等を整理することにする。

2.1 日本の循環型社会に向けての廃棄物政策変遷

日本の場合、大都市圏でのゴミの増加量は著しく、東京都は1971年に、いわゆる「ゴミ戦争」を宣言した。このゴミは野積みにされたり、野焼きされたりして大気汚染や水質汚染まで引き起こす原因になった。また焼却後に残る灰や建築廃材、大型ゴミなどはどこかに埋めねばならないにもかかわらず、埋めることが出来る場所は、山間部の空き地か、海の海岸に近い所しかなかった。

このような現状をうけ、既存の清掃法は廃止され、1970年に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が公布された。この廃棄物処理法は廃棄物の排出を抑制し、廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分などを行うことにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上をはかることを目的にしている。また、新たに「産業廃棄物」の概念を導入し、廃棄物を「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に大きく分類した。処理責任については、廃棄物は事業者、一般廃棄物は原則として市町村にあるが、排出抑制を明確にするよりは、生産・消費・廃棄を前提として処理方法を定めたものであった。

そして1991年には「廃棄物処理法」の改正が行われたが、改正の目的は「廃棄物の排出抑制」と「資源への再生」であった。さらに、同年に初めて廃棄物資源化の重要性が認識され「再生資源の利用の促進に関する法律（リサイクル法）」が制定された。この法律は「再生資源」として位置付け、その利用の促進を図ることが目的であった。確かに、廃棄物排出に対する規制は徐々に強化されていたが、資源のリサイクルを直接推進する内容として不十分であった。

さらに1993年に「環境基本法」を制定し、「持続可能な発展を目指す」ことを宣言した。また、この法律では、製品の製造、使用、廃棄の各プロセスにおいて、国や自治体、企業が環境負荷を低減させる責務を負うことが明示されたことが特徴である。これらの影響を受け、リサイクルを促進するための法律整備が進められ、1991年に導入されたリサイクル法を具体化するようになった。その一つが1995年に公布され、1997年に実施された「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（通称容器包装リサイクル法）」である。容器包装廃棄物は一般廃棄物の中で、容積比で6割、重量比で2～3割を占めており、その処理が困難となり、ペットボトルやガラス容器などについて、市町村に分別収集、事業者には再商品化を義務付けた。そして2000年には「循環型社会形成推進基本法」が実行され

た。これは廃棄物の発生抑制し、リサイクルを促し、循環型社会への移行を目指すことを目的にした法律である。この法律では政策の優先順位を、①廃棄物発生抑制、②発生した循環資源の再使用、③リサイクル、④熱回収、⑤適正処分と定めた。

この時期に廃棄物のリサイクルや処理に生産者の責任をより明確に追求することになった。経済産業省によると、拡大生産者責任とは生産者が、その生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適正なリサイクルや処分について一定の責任を負うという考え方である。

OECDでは1994年に環境対策の政策ツールの一つとして拡大生産者責任の検討を開始し、2001年には、その成果としてOECD加盟国政府に対するガイダンス・マニュアルを策定、公表している。

そして、「循環型社会形成推進基本法」の下に関連リサイクル法が以下のように整備された。

まず、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）が2000年に制定された。これは商品やサービスを購入する際に、購入者が環境配慮製品やサービスを積極的に購入し、製品情報の提供により環境配慮製品の需要増加が図られている。製品購入の際に、環境配慮型製品であるかどうか判断する目安になるのは、「国際標準化機構」（ISO）の「環境ラベル」である。

次に、2001年から本格実施された「特定家電用機器再商品化法（家電リサイクル法）」はテレビ、冷蔵庫、洗濯機、ルームエアコン、冷凍庫（2004年）の5品目で、小売業者による引取りと製造業者などによる再商品化を義務付けた制度である。また、2001年に導入した「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）」は生ゴミ、調理くず、食品加工残さなどの食品廃棄物の減量とリサイクルの促進を目的とした法律である。年間排出量が100トン以上の事業者に義務付けられ、再生利用の方法として、堆肥化、飼料化、油脂化、メタン化などがあり、再生利用以外の中間処理としては、脱水、乾燥、発酵や炭化処理による減量化を定められている。そして、2001年時点で全体産業廃棄物の2割を占めており、不法投棄量の約6割（2002年基準）を占めていた建設廃棄物を有効利用するために「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設資材リサイクル法）」を施行した。この法律は建設工事に伴う廃材の分別や再資源化の義務を工事受注者に負わせる制度である。

さらに最近では「使用済み自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）（2005）」が導入され、自動車メーカーや輸入業者などに対して、自動車が廃棄される場合、その自動車から出るフロン類、エアバッグ、シュレグダグドストを引き取り、リサイクルを適正に行うことを義務付けた。

すなわち、「廃棄物処理法」をリサイクル法に改正した上、グリーン購入法、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法等の個別法が整備されたのである。

2.2 韓国の循環型社会に向けて廃棄物政策の変遷

韓国の一般廃棄物を対象とした埋立施設は1996年に496カ所であったものの2005年は232カ所まで減り続けている。すなわち、韓国も日本と類似に廃棄物の発生抑制することやリサイクルすることそして、中間処理を行うことを拡大しようという動きが認められる。韓国は1980年から経済の急成長により、廃棄物も増加している傾向があり、2000年は46,438トン、2001年は48,499トン、2002年は49,902トンで少しずつ増加している。

韓国の場合、日本にある循環型社会形成基準法に当てはまる法律としては、資源再活用基本計画、廃棄物預置金及び廃棄物負担金制度、包装方法及び材質規制・一回用品の使用規制、廃棄物管理等がある。

韓国は1993年6月から「資源の節約と再活用促進に関する法律」を実施している。この法律によれば、廃棄物預置金制度と廃棄物負担金制度を重ねて実施している。この廃棄物預置金制度はリサイクル可能な製品または容器を回収した上で、再活用を促進することを目指している。さらに資源の浪費を防止することである。すなわち、この預置金制度を国はゴミとして出てしまった廃棄物を削減し、リサイクルすることを通じて環境保全と市民生活の質的な向上に貢献することを手段として実施していると定めている。

1995年からはゴミ従量制を実施し、リサイクル関連制度を次々と整備した。しかし、韓国はこれらの政策効果として廃棄物排出量が一時期減ったが、2000年以降、再び増加傾向を示している。

前述したようにリサイクル関連政策としては、1985年に既に「空き瓶保証金制度」を実施し、1992年に「資源の節約と再活用促進に関する法律」を制定した。既存の制度は「資源の節約と再活用促進に関する法律」に移管され、この法律は廃棄物のリサイクルを促す中心制度となった。

また、この時期に「廃棄物預置金制度(1993年)」や「廃棄物負担金制度(1994年)」が導入されることになる。「廃棄物預置金制度」は回収・再使用しやすい製品の製造・輸入業者に廃棄物回収・処理費用を委ね、適正な回収・処理が行われた場合、実績を応じて預置金を返す制度で、廃棄物の再使用を促進するのが目的である。対象品目はリサイクル義務対象4個の包装材(紙パック・金属缶・ガラスビン・ペットボトル)と5個製品(電池・タイヤ・家電製品・潤滑油・洗剤類)に分けられ、化粧品・電池・有毒物の製品・不動液・蛍光灯・煙草・プラスチック製品などの約30種類である。

「廃棄物負担金制度」は有害物質または有毒物を含まれており、リサイクルしにくい製品・製造・容器について廃棄物処理費用を事業者に負担させる制度である。主な対象品目は既存の化粧品・ガム・煙草・プラスチックなどの7品目である。

さらに、1995年に「ごみ従量制」が導入されるが、この制度は一般家庭のごみ排出量に応じて一定の手数料を賦課する制度であり、1994年4月から一部地域で実施した結果、ごみ発生量が約30～40%減り、リサイクル品目の分

別収集量は2倍以上増えるなど、大きい成果を見せた。そして1997年から「レジ袋の有料化制度」が加わるなど様々な制度が次々と導入された。

しかし、近年、容器包装廃棄物を中心に再び廃棄物排出量が増加し、韓国政府は2003年に「拡大生産者責任制度(EPR: Extended Producer Responsibility)」を導入した。対象品目は生産者再活用義務対象包装材(紙パック、ガラスビン、金属カン、合成樹脂類)および義務対象製品(電池類、タイヤ、オイル類、電子製品、蛍光灯)、その他(紙類、古鉄類、古着(繊維類)、農業用廃ビニル)などがある。この法律の概念は既存の生産者がリサイクルしやすい材質構造の製品を生産し、販売だけではなく使用済の廃棄物のリサイクルまでを生産者の責任とすることである。この制度では、消費者はリサイクルの分別排出を徹底し、リサイクル義務生産者はリサイクル義務履行・義務を履行できなかった場合、再活用賦課金を支払わなければならない。また、家電製品の販売業者は新製品購入者の廃家電製品を無償で回収し、包装材の分別排出表示をする。そして、自治体はEPR対象包装材の分別収集業務の徹底、韓国環境資源公社は生産者別在庫量、義務履行計画書の承認、リサイクル現状の調査、実績確認を行い、政府(環境部)は法令の制定・改定などの全般的な制度運営を担当する。

既存の「廃棄物預置金制度」は製品在庫量または輸入物量を100%回収し、リサイクルすることを前提として預置金を賦課させたが、制度本来の趣旨である廃棄物のリサイクルを促すより、預託金の未返還金を政府の環境対策に用いる財源調達手段に過ぎないという指摘が多くあった。そこで、「拡大生産者責任制度」では「廃棄物預置金制度」が廃止され、各品目のリサイクル与件(技術レベル、分別収集状況など)を考慮し、生産者と協議をした上、達成できる範囲のリサイクル目標量を決めることになった。それにより、生産者が民間の収集運搬・リサイクル業者を直・間接的に支援、育成する効果が現れた。結局、「拡大生産者責任制度」は既存の「廃棄物預置金制度」を大幅に修正・補完したものであり、OECDの拡大生産者責任のリサイクル原則に強い影響を受けた制度であるといえる。

有害物質が含まれ、リサイクルしにくい製品・容器については廃棄物処理費用を事業者に負担させる「廃棄物負担金制度」を実施している。主な対象品目は化粧品・ガム・煙草・プラスチックなどの7品目である。

以上のように、韓国は1990年代に入ってから次々とリサイクル関連制度が導入されている。そのため廃棄物排出量は微減しているが、課題も多い。リサイクルに携わる企業の多くは零細企業であり、技術レベルが低かったり、正確なデータが把握出来なかったり、倒産してしまう企業が続出するなどである。すなわち、廃棄物行政では廃棄物の情報管理、リサイクル実績のチェックが明確に行われず、さらに、最近では廃棄物の越境問題も深刻である。

2.3 まとめ

日韓の廃棄物処理に関する法律の制度、実施の変遷をみ

ると、日本は江戸時代からごみを収集埋め立てしてきたが、近年、大量に発生するごみを衛生的に処理し、減量化を果たすため、焼却中心の廃棄物処理を行うようになってきた。一方、1991年に「再生資源の利用の促進に関する法律」が導入されて、1997年には「容器包装リサイクル法」が施行された。その後、「循環型社会形成推進基本法」が整備されるが、この法では、生産者責任の原則にもとづき、家電、容器包装、建設、自動車、食品など個別のリサイクル法を使ってリサイクルを実施している。

上述したように日本はゴミの衛生処理・焼却・埋立・リサイクルにも豊富な経験と技術がある。しかし、リサイクル政策の導入時期は韓国よりも遅れており、明確な目標や方針が決められたのも最近のことである。また、上述した個別制度に基づきリサイクルするため、市民・生産者・自治体などの協力を得て進められているが、国内で再活用をするより、資源を途上国で売り渡す傾向があり、廃棄物政策の再検討が必要になってきたと考えられる。

一方、韓国は汚物清掃法が整備されたのは日本よりかなり遅いが、基本的に廃棄物の処理は埋立と資源化を中心に行われている。特に1992年に導入された「資源の節約と再活用促進に関する法律」にもとづいてリサイクルを行っていた。この時期、政府が定めたリサイクル目標に達成させるための「廃棄物預置金制度」や「廃棄物負担金制度」が導入され、使い捨て容器の使用を禁止するなど次々と新しい制度が整備された。

さらに2003年から実施している「拡大生産者責任制度」の大枠の中で、容器の材質、リサイクル与件(技術、コスト、排出量など)を考慮し、リサイクルを推進している。また、デポジット制度(空きビン保証金)や負担金制度を組み合わせている。またレジ袋の有料化やマイバック持参運動を進めるなど業界に自主的な参加を呼びかけている。

以上のように日本と韓国の廃棄物変遷を比べると、両国ともに1990年以降、廃棄物のリサイクルが行われるようになったわけである。

3. 衣類廃棄物の循環型社会に向けてのリユース政策

今回の古着に関する調査は、「平成19年度社団法人 環境生活文化機構」からの委託調査結果によるものである。

「平成18年度情報業務 繊維製品リサイクルの現状調査報告書」によれば、1999年に不用となった衣類品の量は同時1,311ktであり、うち廃棄や蓄積である量は1,181ktである。すなわち、廃棄及び蓄積されている量は全体の90%を占めていることが分かった。そのため、今回の委託調査の全体構成としては、まず服の利用者である市民に対してリユースに関する意識調査を行った。そして、服のリユースに対する意識及び取り組みについて事業者(生産者・販売者・フリマ・リサイクルショップ)四カ所にアンケート調査を行った後、さらに市民に対してリユースを促進するためのアンケート調査を行った。これにより、服のリユースに関わる全ての主体の意識や取り組み・行動を総合的に把握することができ、地域活性化に向けた問題・課題を抽出

することができた。その中で今回取り上げる内容としては、減り続けているリサイクルショップの現状と課題に注目し、リユース政策により近づけるよう試みた。

3.1 日韓の先行研究

平塚(1998)によると、衣類を含む繊維系の廃棄物総量を、日本と欧米で比較すると、アメリカが600万トンと圧倒的に多く、続いて日本159万トン、ドイツ130万トンとなっており、いずれの国でもそのほとんどを焼却や埋立処分している。

また、日本、欧米いずれも全廃棄物に捨てる繊維系廃棄物の割合は低く(3~4%)、現在のところ大きな社会問題となっていないが、欧米に比べると日本の繊維系廃棄物のリユース・リサイクル率は低いと述べている。

日野・大津(2004)によると、東京23区内の家庭から排出される不要衣類は、可燃ごみやビン、缶、食品トレイと比べ、資源回収を行っている区は少なく、拠点回収を行っている区でも回収する拠点数や回収数が少ないため、市民が不用衣類を可燃ごみとして処分しているという。

山田ら(2004)が調査した大学生の衣服リサイクルに関する意識と実態の結果は、不用となった衣服をごみとして廃棄する理由は、「有効利用の具体的な方法が分からないため」が最も多い理由であった。また、衣服総数に占める古着の割合が多い者ほど、古着を積極的に購入し、その着用頻度も高かった。一方で、買う古着はもらう古着に比べてマイナスイメージが強く、それぞれのイメージに影響を与えている要因として、潔癖性・古着量・買う古着ともらう古着の割合があげられた。

吉川(2001)によれば、30歳以上では不用衣服を資源回収に出す人が多いが、10~20才代の若い世代では、一般ゴミとして廃棄したり、人に譲ったりすることが多いことが明らかになった。

市川ら(1999)によると、古着の着用実態についての調査結果、男子学生が女子の2倍も多く利用していることが報告された。

李(1995)は、いらなくなった服は必要とする第三者に渡すことだけが衣類資源を有効利用がする方法であろうと述べている。

Kim(1998)によれば、働いている未婚者の546人を対象に衣服の発生原因と期間分析についてアンケートした結果、流行に影響されており、買い溜めされた衣服が最も大きい数値を表した。

鄭(2007)によれば、衣類製品は古くなったり破れたりしたため処分するのではなく、新商品の購入や流行の変化等の理由で短期間使用後に捨てている現状であると述べてあった。

3.2 日本での調査内容の現状とその結果

日本の国内に眠っている衣類の実態を調査するため、「平成19年度社団法人環境生活文化機構」は委託調査を行った。全国15歳から69歳まで500人の市民を対象とし

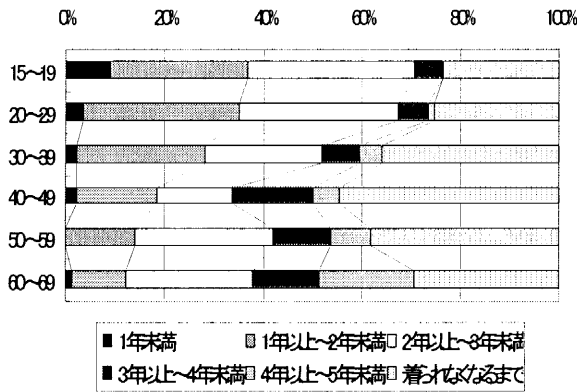


図1：年代別の衣類の試用期間

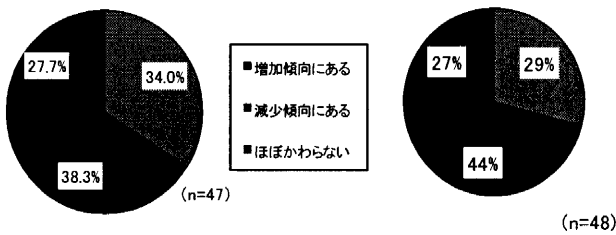


図2：近年の来客数の傾向（左）と近年の売上の傾向（右）

た衣類に対する意識調査を行い、古着リユースまたはリサイクルに対する現状と課題を把握するため事業者(生産者、販売者の79社、フリーマーケット運営者75団体、リサイクルショップ164業社)にアンケートの調査を行った。また市場把握をするため、古着を扱っている企業にヒアリングを行った。最後に再び市民対象でリサイクルを促進するためのアンケート調査を行った。今度の調査によって、衣類リサイクルに係わる全体的な主導者の意識と対処方案、行動を総合的に調査した。衣類購入の理由を性別で調査した結果によれば、女性はおしゃれと個性のために購入する傾向である一方、男性は着ることができなくなって新しい服が必要になることで購入する傾向があるという結果が出た。また現在所有している衣類が何着あるかという質問に男性は80%が1～50着ということに対し、女性は80%が1～100着という回答であった。次に眠っている古着の処分方法を調査してみたところ"ごみで処分する"、"家で保管する"と言う人が一番多かった。

衣類使用期間について「あなたはどの位で"服"を着なくなっていますか?」という質問に対しその回答結果を年代別の回答を図1に現わした。その回答結果は、年代が若いほど衣類を使用する期間が短いことが分かった。

引き続き、全国にあるリサイクルショップを無作為に抽出し、アンケート調査を行った結果、来客数や売り上げ金などが減少している現状がみえてきた(図2)。

そして全国のリサイクルショップの調査結果、広告費は殆ど前年と変わらず、また立地も公共交通手段を利用した場合発着地から歩いて3分内にある便利な場所にあるにもかかわらず、業社の売り上げ利益は43.8%減少しており、

客数も同じく38.3%減少していることが分かった。

その理由として一番多かったのが「インターネット上の取引による減少(73.7%)」次いで「新商品が安く販売されている(52.6%)」であった。リペアサービスの可否を聞いてみる質問に"しない"が59.6%であったため"しない理由"を聞くと、一番多い回答として"予算があわない"といった費用に関する理由が48.1%で多かった。

リサイクルショップと一番関わりが深い企業と判断し、古着リサイクルD社のヒアリング(聞き取り)を行った。これによれば、古着の回収量は増加しており、多量に捨てられる古着は工場内で使用可能な布ウエスにリサイクルしたり、海外に工場へ運ばれたり、または再びリサイクルショップへ行っているという。そこでわざわざ東南アジアにリサイクル工場を建てる理由は、安い人件費と安い処理費であり、国内で処理・処分を行う場合より運送費をかけたも東南アジアで行うほうが安いと言う。

3.3 まとめ

今回の調査結果によれば、古着は主に家に眠っているか、ゴミとして捨てられるか、集団・団体等に渡し、リサイクルが行われている状況であることが分かった。

上述した内容に基づき、近年の衣類はますます増加しつつ、適切な処分方法として扱われていないことで、より有効な利用方法を探らなければならない現状が明らかとなった。

特にリサイクルショップの利用者を中心に取り上げたが、その結果はみんなが利用できるような環境にあるにもかかわらず売上や来客数が減少していることは、ライフスタイルの変化と市民にリユースすることが環境にどんな影響を及ぼすのか等に関する情報発信に欠けていることがあげられると思われる。

ヒアリングを行ったD社に関しては、日本での古着は有効に利用されていないことがわかった。しかし韓国では古着を扱っているリサイクルショップが日本ほど存在しておらず、古着に関する現状に関してはほとんどが日本と同じ状況で家に眠っているか、ゴミとして捨てられている等である。

また、D社のヒアリングで分かったように外国に工場や市場があるため、不要な衣類の過半数が輸出されており、国内でのリユースは主に布ウエスである。集められた服の中で丈夫な服に関しては近くにあるリサイクルショップに流れていることであった。外国へ流れている理由に関して、国内での処理・処分は費用が高くつくためあえて避けているという。あくまでも、ゴミではなく資源であるはずのものが、邪魔モノとして扱われていることはもう一度考え直したほうが良いのではないかと思う。

すなわち、これ以上はリサイクルの使用がない現状であることに重点をおき、身近なところで新たなライフスタイルが実現できるようリユース政策が必要とする時代になったともいえよう。

4. おわり—今後のリユース政策について—

今回は日韓の廃棄物政策の変遷とリユース政策に着目するため、衣類のリユースを中心に上げしたが、両国とも廃棄物の埋立地逼迫や焼却場の設置の難問等同じ課題で頭打ちになっている。

そして両国における人口密度が高いことや、都市化が進んでいることなど類似した環境の中で、より衣類を効率よく使えるかについて、まず、廃棄物制度の整備に始まり、その後、実際に調査を行った。

日本国内ではリサイクルショップが全国に約647カ所(インターネットの1タウン検索上)があり、無作為にアンケート調査を行うことができたが、韓国では古着を扱っているリサイクルショップが存在しないのが現状である。ただし、韓国内でも眠っている服は増え続けている現状であることは上述したよう先行研究で分かる。

両国ともに今まではゴミを減らすためにリサイクルに重点を置いたと言い切れないが、今回の調査よれば、衣類をリユースすることは地域の重点を置くことにより地域活性化にも繋がり、資源を再使用することで資源の長期利用と循環型社会に向けての制度といっても過言ではないだろう。

さらに、廃棄物は自分には必要でないかもしれないが、必要とする人には廃棄物ではなくなる。すなわち、必要とする人が現れて再使用ができるような場を提供することも一つの方法と考えられる。

最後に、資源を長く利用してもらうためには、誰もがゴミであると認知するまでは、ごみとして処分するべきではなく、上述したようにそういった場を作ることが今、最も必要とする仕組みであろう。

参考文献

- Kim, Si Wuel「Clothing and Its Reuse: Analysis on the Cause and the Period of Unused Clothing (Focusing on the Unmarried Women Workers)」*Journal of Human Environment and Art*, 1229-5094, 1998.
- 鄭有貞『消費者価値志向と衣服追求恵沢による環境親和的な衣類消費行動の研究』, 慶星大学院, 2007.
- 合原真他『人と環境—循環型社会をめざして』三共出版株式会社, p.121, 2003.
- 日本科学者会議「環境問題資集成」『廃棄物とリサイクル』第5巻, 2003.
- 日本科学者会議「環境問題資集成」『廃棄物とリサイクル』第5巻, 2003.
- 遠藤保雄『循環型社会への挑戦』, ぎょうせい, 2002.
- 横山長之・市川惇信『環境用語事典』オーム社, 1998.
- 山谷修作『廃棄物とリサイクルの公共政策』中央経済社, 2000.
- 片谷校孝・鈴木嘉彦『循環型社会入門』, オーム社, 2002.
- 細田衛士・室田武『循環型社会の制度と政策』, 岩波書店, 2003.
- 環境省『循環型社会白書』, ぎょうせい, 2001.

坂口洋一『循環共存型社会の環境法』, 書店, 2002.

廃棄物学会『新版ごみ読本』, 中央法規出版, 2003.

産業廃棄物再活用技術開発事業団(社)韓国資源リサイクル学会リサイクル白書『資源再活用白書』, 清文閣, 2004.

産業廃棄物再活用技術開発団・(社)韓国資源リサイクル学会『資源再活用白書』, 清文閣, 2004.

日野由希・大津玉子「不用衣類のリサイクルの実態」, 学苑・環境文化紀要, No. 766, 2004.

山田由佳子・西沢陽子・重田美智子「大学生の衣服リサイクルに関する意識と実態」, 大阪教育大学紀要, 2004.

(受稿:2008年4月8日 受理:2008年5月23日)